

口座開設

サービスガイド

▶ 株式

▶ 先物・オプション

▶ 新FXネオ NEW

▶ FXネオ

▶ 外為オプション

▶ くりっく365

▶ CFD

▶ 外国債券

▶ 取扱銘柄

▶ 取引ルール

▶ お取引までの流れ

▶ 予備知識

▶ キャンペーン情報

▶ 手数料・費用一覧

▶ サービス時間一覧

▶ 入出金・振替方法

▶ ご利用環境

▶ 取引画面のご案内

▶ 取引規程・約款

よくあるご質問

外国債券 取引ルール

取扱銘柄 取引ルール お取引までの流れ 予備知識 外国債券取引 Q&A

当社は「完全前受制度」を採用しています。買付余力が不足している場合は、注文をお受けできません。

<買付余力>

買付余力は、購入時の注文画面にてご確認いただけます。

完全前受制度

新発債・証券取引口座の「振替可能額」と同金額。

既発債・株式取引の「現物買付余力」と同金額。なお、買付単価は16:10に決定するため、注文時の参考買付単価と16:10時点の買付単価が異なったことにより不足金が生じる場合がございます。その際は、取引日から起算して3営業日までご入金いただく必要がありますので注意ください。

売却の場合は、保有債券数量の範囲内で注文をお受けします。

取引手数料

0円

買付・売却および利払・償還時の為替レートは、当社適用為替レートに下表の通貨毎の為替手数料を加減したレートになります。なお、売買時と利払・償還時の適用為替レートは異なります。

為替手数料

取扱通貨	買	売	利払・償還
オーストラリアドル(AUD)	+50銭	-50銭	-50銭
ニュージーランドドル(NZD)	+50銭	-50銭	-50銭
ブラジルレアル(BRL)	+1円	-1円	-1円
トルコリラ(TRY)	+1.7円	-1.7円	-1.7円
南アフリカランド(ZAR)	+20銭	-20銭	-20銭
メキシコペソ(MXN)	+20銭	-20銭	-20銭

口座開設費用

0円

口座維持費用

0円

取扱銘柄

取扱銘柄の詳細に閲ぎましては、「取扱銘柄」をご覧ください。

注文方法

PC会員ページまたはコールセンターへお注文ください。

<インターネット注文> PC会員ページへログイン後、【債券】-【トップページ】よりお注文ください。

<コールセンター注文>

当社コールセンターへお電話にてお注文ください。

▶ GMOクリック証券コールセンター

※お注文の際は「目論見書」等の書面を必ずご確認ください。

注文受付時間

<インターネット注文>

月または週初めの営業日: 12:00~15:00、17:00~24:00

火~金: 0:00~3:30、6:00~15:00、17:00~24:00

前日が営業日の祝日: 0:00~3:30

土日に連続しない祝日の翌営業日: 6:00~15:00、17:00~24:00

※17:00以降は翌営業日付けの注文となります。

新発債: 15:00までに受け付けた注文は、当日16:10以降に約定します。

既発債: 注文後、即時に約定します。

※毎営業日17:00以降の注文は、翌営業日付けの注文となります。

取消

新発債: 注文日の15:00までは取消が可能です。15:00以降は取消を承ることができません。

既発債: 注文後即時に約定するため取消できません。

適用為替レート

当社適用為替レートの更新頻度は、銘柄により異なります。

※レート配信が何らかの理由により休止した場合は、取引を一時停止させていただく場合があります。

売買単価

● 買付単価

新発債: 単価は変動しません。既発債: 每営業日1回更新され変動します。

● 売却単価

新発債: 既発債: 每営業日1回更新され変動します。

※単価の更新は、毎営業日正午12:00頃までに行われます。

※当日の単価決定前の注文については、注文日当日の16:10以降に正しい単価にて再計算されます。

売買単位(数量)

債券の売買単位は銘柄により異なります。

取扱銘柄の詳細に閲ぎましては、「取扱銘柄」の【銘柄詳細】よりご覧ください。

受渡日

新発債: 発行日の翌営業日

既発債: 約定日から起算して4営業日目(約定日+3営業日)

利息・償還金

● 利息・償還金は、原則として利払・償還日の3営業日前に当社仕入先より提示された為替レートから、当社が為替手数料を差し引いた為替レートを適用して、全て円貨でお支払いいたします。

● 利息・償還金は、原則として利払・償還日の3営業日に、証券取引口座へ入金いたします。ただし、国内および関連各國が銀行休業日の場合は翌営業日以降となります。

次回利息入金日/償還金入金日は、会員ページ【債券】-【トップページ】にて、各銘柄の備考欄をご確認ください。

● 利息は、源泉徴収後の金額をお支払いいたします。

● 既発債購入の場合、購入時に経過利息をお支払いいただきます。

途中売却

途中売却は、発行日の翌日から償還日の5営業日前まで承ります。

【経過利息】

途中売却に関して、受渡日が利払日に当たらない場合、売り手は未受取分(利払日が未到来分)の利息を買い手より受け取ります。逆に、買い手は次回利払日に前回利払日~次回利払日までの利息を全額受け取りますが、買い手は受渡日に売り手が保有していた日数分の経過利息を売り手に支払います。これを「経過利息」といい、債券取引において、売り手と買い手の利息受取が公平になるように調整するものです。

売り手は、この4ヶ月間は保有していたことになります。次回利払日が到来しなくても売却の受渡時点でこの4ヶ月分の利息は買い手から受け取ることになります。

買い手は、6/2に前回利払日~次回利払日の利息を全額受け取りますが、受渡日に経過日数を売り手に支払っているため実質、受渡日~利払日まで2ヶ月分の利息を受け取ることになります。

前回利払日 12月2日 中途売却受渡日 4月2日 次回利払日 6月2日

買い手は次回利払日に前回利払日~次回利払日の利息を全額受け取ります。

しかし、売買の受渡日に売り手が保有していた4ヶ月分の経過利息を買い手が売り手に支払うことで、買い手が保有していないかった期間、売り手が保有していた期間の利息分を調整します。

上記例)額面AUD10,000 利率5.20%、1ヶ月30日、1年360日として計算した場合

【売却時の受渡日が前回利払日から120日経過した場合】

経過利息 = $\frac{\text{保有額面} \times \text{利率} (\%) \times \text{保有日 (日)}}{360}$ = AUD173.3333... = AUD173.33 (セント未満四捨五入)

■円貨でのお受け取り(1AUD = 80.40円と仮定)

{(AUD173.33) × 80.40円} = 13,935.72円 ≈ 13,936円(円未満切り上げ)

買い手は13,936円の経過利息を受渡日に買い手から受け取ることになります。

【購入時の受渡日が前回利払日から60日経過した場合】

経過利息 = $\frac{\text{保有額面} \times \text{利率} (\%) \times \text{保有日数}}{360}$ = AUD10,000 × 5.20% × 60日 / 360

= AUD86.6666... = AUD86.67 (セント未満四捨五入)

■円貨でのお受け取り(1AUD = 80.40円と仮定)

{(AUD86.67) × 80.40円} = 6,968.268円 ≈ 6,968円(円未満切り捨て)

買い手は6,968円の経過利息を受渡日に売り手に支払うことになります。

外国債券の税金は、利息、償還差益、売却益(途中売却による)のパターンにより異なります。

また、債券の償還金、譲渡代金の支払調書は、税務署に提出されませんので、ご購入時の取引報告書はお客様ご自身で大切に保管ください。

【固定利付債券・ディスカウント債券(※1)の場合】

利息: 日本国において、20%(※2)が源泉徴収されます。利息の場合は、確定申告することができません。

償還差益: 雑所得としての総合課税扱いとなります。差益が発生した場合、原則確定申告が必要となります。雑所得内の損益通算に関するお問い合わせください。

売却益: 売却益に関しては、非課税になります。売却損が発生しても、他の所得との損益通算はできません。

税金

税率	課税区分	確定申告
利息	20%(※2)	源泉分離課税
償還差益	—	(雑所得としての)総合課税
売却益	—	非課税

※1 ここでディスカウント債とは、割引債のうち一定の利率以上のクーポンが付された債券を指します。

※2 2018年1月1日からは復興特別所得税として所得額に2.1%が上乗せされます。

[ディスカウント債となる利率の条件]

償還期限	利率
15年以上	0.50%以上
10年以上15年未満	0.40%以上
8年以上10年未満	0.30%以上
7年以上8年未満	0.20%以上
7年未満	0.10%以上

※税制は将来変更される可能性がございます。

重要事項

外国債券取引のリスクについて、十分にご理解の上お取引ください。

その他注意事項

1. お取引の前に、【マイページ】-【トップページ】-【口座開設状況】より「外国債券取引」の利用申込を行ってください。(「外国債券取引口座」が未開設の場合は、はじめに「外国債券取引口座」を開設してください。)

2. 外国債券は販売毎に売出額の限度があるため、完売となり次第お申し込みを受け付けるを終了させていただきます。

3. 外国債券は、その他商品の担保にはなりません。

4. 売却